

田原市ラーケーション宿泊費助成金Q&A

Q1. どんなグループが助成の対象となるの？

A. 田原市外に所在する小学校～高等学校の生徒で、田原市外に在住する子どもとその保護者等で構成されたグループが対象です。

また、ラーケーション制度を採用している学校の生徒である必要があります。

Q2. どのような宿泊が対象となるの？

A. ラーケーションとして、観光体験博覧会「たはら巡り～な」の体験プログラムへの参加に伴う宿泊であれば対象になります。

Q3. 助成対象となる合宿の期間は？

A. 令和6年4月1日以降に開始し、令和7年3月31日までに終了する宿泊が対象です。

Q4. 延べ宿泊数の計算方法は？

A. 宿泊人数に宿泊日数を乗じた数となります。

例1) 宿泊人数3人で宿泊日数2日の場合 $3人 \times 2泊 = 延べ宿泊数6泊$

例2) 宿泊人数5人で宿泊日数3日の場合 $5人 \times 3泊 = 延べ宿泊数15泊$

※上記の計算方法により、延べ宿泊数が2泊未満となった場合は、助成対象となりません。

また、延べ宿泊数が20泊を上回る場合は、助成上限額が2万円のため、20泊を超える部分については助成対象外となります。

Q5. ラーケーションとして参加するたはら巡り～なの体験費用や現地までの交通費は助成対象となるの？

A. 助成対象外です。助成対象となるのは宿泊費のみです。

Q6. どのような場合に変更(中止)承認申請が必要となるの？

A. 宿泊を中止する場合や、宿泊人数の増減や日程変更などにより、助成金交付決定通知書に記載された交付決定額から少額でも増額する場合、2割以上の減額が生じる場合、合宿内容を大幅に変更する場合は、速やかに変更(中止)承認申請書を提出してください。

例) ラーケーションによる宿泊人数4人、宿泊日数2日で助成金交付申請し、交付決定額が8千円

①増額する場合

宿泊人数が4人から6人となり、延べ宿泊数が4泊増加した

→助成金額は $6人 \times 2日 \times 1,000円 = 12,000円$ となり、4,000円の増額

※人数変更等により助成金額が増額する場合は、少額でも変更承認申請が必要となります。

②交付決定額から2割以上減額する場合

宿泊人数が4人から2人に減少し、延べ宿泊数が4泊減少した

→助成金額は2人×2日×1,000円=4,000円となり、4,000円の減額

減額率が交付決定額 8,000 円の2割(1,600 円)以上となるため変更承認申請が必要です。

※当初申請にて、交付決定を受けた助成額から2割を下回る減額が発生した場合は、変更承認申請は不要です。また、宿泊人数や宿泊日数の変更により、延べ宿泊数が2泊未満となった場合は、助成対象外となりますので変更(中止)承認申請が必要となります。